

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和4年5月17日

さいたま地方法務局川口出張所 登記官 新井史年  
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第0306-2019-0003号	埼玉県川口市大字芝字下2409番
第0306-2019-0004号	埼玉県川口市大字芝字下2428番
第0306-2019-0005号	埼玉県川口市大字芝字高木5660番
第0306-2019-0006号	埼玉県川口市大字芝字高木5774番